

令和 5 年度

事業概要

(令和 4 年度事業実績)

子どもどころサポートプラザ

目 次

第1部	子どものこころサポートプラザの概要	1
1	センター長あいさつ	2
2	基本理念・基本方針	3
3	整備経過	4
4	施設配置	5
5	令和4年度の主な取組内容	8
	① 子どものこころサポートプラザ連携推進会議開催経過	9
	② プラザ内連携による取組内容	21
	③ 地域連携による取組内容	28
	④ 職員の地域での活動状況等	47
	⑤ 施設見学対応	56
第2部	各施設の事業概要	57
1	中央児童相談所	
2	こころの発達総合支援センター	
3	子ども心理治療センターうぐいすの杜	
4	特別支援学校うぐいすの杜学園	

第1部

子どものこころサポートプラザの概要

1 センター長あいさつ



発達障害、不登校、児童虐待は、相互に関連する病態生理を有しており、近年急増している現状が報告されてきています。このような社会背景のもと、心のケアを必要とする子どもや安心して子どもを育てられる環境づくりのため、医療・心理・福祉・教育を一括して提供でき、さらに全県的なネットワークを構築できる総合的な拠点として「山梨県子どものこころサポートプラザ」が2020年4月に開設して3年経過しました。当プラザは、医療、福祉、教育支援、生活指導の4分野の機関が一体で支援する仕組みが特徴で、児童精神・小児神経科医による専門の診療と、心理師、福祉司による心理検査・カウンセリング・グループ指導、さらに特別支援教育が受けられます。

プラザにおける4施設は、こころの発達に関して個別指導や地域連携を行っている「山梨県立こころの発達総合支援センター」、子どもの福祉に関する相談や一時保護、措置入所等を担う「山梨県中央児童相談所」、治療的に配慮された日々の生活支援を基盤に、心理治療、家族支援、医療支援、教育現場との連携を通じて、学校や社会に適應するための総合環境療法を行う「山梨県立子ども心理治療センターうぐいすの杜」と、心理治療センターに入所、通所する子どもを教育面からサポートする「山梨県立特別支援学校うぐいすの杜学園」であり、それぞれの施設がプラザ内連携と地域連携事業を展開しています。

プラザの理念は、発達障害児者、不登校児、被虐待児が各ライフステージにおいて一貫した支援が身近な地域で行われることであり、その理念のもと個別支援と地域支援効果があげられるように、積極的な取り組みを進めて参ります。

令和5年4月1日

山梨県子育て支援局参事

子どものこころサポートプラザセンター長

山梨大学名誉教授 **相原正男**

2 基本理念・基本方針

山梨県子どものこころサポートプラザ

基本理念

子どものこころのケアに係る総合拠点として、子どもの権利を守り、常に専門性を磨きながら、一人ひとりの子どもへの迅速で手厚い一貫した支援を展開していきます。また、地域社会の理解と支援を頂きながら、安心して子どもが生まれ育つことができる環境の実現に努めます。

基本方針

- 1 私たちは、児童憲章と子どもの権利条約の理念を遵守し、子どもたちへのいかなる差別や暴力も許さず、一人ひとりの子どもの存在を尊重して最善の利益を追求します。
- 2 私たちは、子どものこころのケアに係る総合拠点としての役割の中で、専門性の向上を図り、職員間の連携を深めて、子どもへの支援がより効果をあげられるよう最善をつくします。
- 3 私たちは、子どもと家族など、子どもの周囲の人たちや地域の関係者とのつながりを大切にし、地域における効果的・効率的な支援を展開します。

3 整備経過

- 平成28年5月 「発達障害等に対する総合的な基本構想策定委員会」及びワーキンググループを設置
- 平成28年5月、8月、11月 基本構想策定委員会開催
- 平成28年9月 県議会において、こころの発達総合支援センター、児童心理治療施設、中央児童相談所を一体的に整備することを表明
- 平成28年11月 『子どもの心のケアに係る総合拠点(仮称)整備基本構想』策定
- 平成28年12月 県議会において、甲府市住吉地内(現在地)での整備、平成31年度内完成を目指すことを表明
- 平成29年7月、平成30年3月、平成31年3月 開設準備委員会開催
開催準備委員会の検討を踏まえ、ワーキンググループで課題を検討(医療連携WG、地域連携WG、医療・福祉施設連携WG)
 - ・令和元年8月、12月 医療連携WG開催
 - ・令和元年7月、10月、12月 地域連携WG開催
 - ・医療・福祉施設連携は庁内で実務的に検討
- 平成29年3月～平成30年3月 基本設計、実施設計
- 平成30年10月 起工式、建設工事着工
- 平成31年3月 名称公募
- 令和元年5月 総合拠点、児童心理治療施設、特別支援学校の名称を決定
- 令和2年3月 建設工事、外構・植栽工事等完成、中央児童相談所及びこころの発達総合支援センターが福祉プラザ内(甲府市北新)から移転
- 令和2年4月 『子どものこころサポートプラザ』として業務開始



「山梨県子どものこころサポートプラザ」のご案内

4つの施設を一体的に整備した全国初の総合拠点

(住所*甲府市住吉2-1-17 (甲斐住吉駅から徒歩3分))

県では、心のケアを必要とする子どもを支援するため、「山梨県子どものこころサポートプラザ」を中心に全県的なネットワークを構築し、医療、福祉、教育等を統合した、高度で先進的なサービスを提供していきます。

こころの発達総合支援センター (発達障害者支援センター)

電話 055-288-1795 (新規専用ダイヤル)
055-288-1695

心の問題を抱えた子ども、発達の偏りや遅れなどのある方々の様々な相談や専門医による診療を行います。

利用案内

- 利用できる方
心の問題 0歳~18歳未満
発達障害 0歳~成人まで
- 利用方法
面接相談及び診療は完全予約制
- 相談・診療場所
甲府クリニック、都留クリニック
- 費用
相談は無料です。
診療については医療費がかかります。

中央児童相談所

電話 055-288-1561
虐待対応ダイヤル「189」(24時間対応)

子どもの福祉に関する専門的な相談対応や市町村支援等を行うとともに、必要な場合は子どもを一時保護します。

利用案内

- 対象
0歳~18歳未満
- 相談できること
養護(虐待・その他)相談、保健相談、障害相談、非行相談、育成相談
- 相談方法
あらかじめ電話でお申し込みください。
相談日時を予約させていただきます。

【富士・東部地域の相談先】
都留児童相談所
(電話 0554-45-7838)



子ども心理治療センター うぐいすの杜

電話 055-288-1552

心理的な要因で家庭や学校に適應できない子どもを対象に、心理治療や生活指導など社会生活に適應するための支援を行います。

利用案内

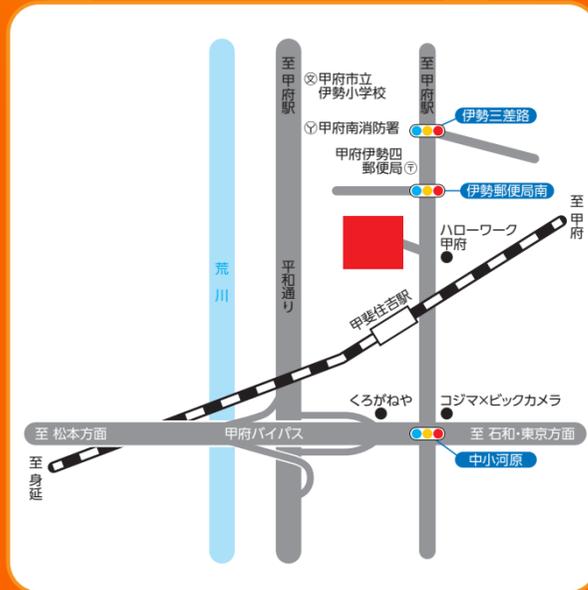
- 対象
小・中学生
- 定員
入所30名、通所15名
- 利用期間
数ヶ月~2年程度
- 利用方法
児童相談所による措置が必要です。

特別支援学校 うぐいすの杜学園

電話 055-288-1628

「子ども心理治療センターうぐいすの杜」に入所・通所する子どもが通学しており、小学部と中学部があります。教科等の学習と併せて、一人ひとりの状態に応じた学習上又は生活上の困難を改善・克服するための指導(自立活動)を行います。





交通案内

- 
 甲府バイパス(国道20号線)の「中小河原交差点」を甲斐市方面から左折(笛吹市方面から右折)し、約0.6km(約1分)
- 
 甲府駅南口バスターミナル3番乗り場から「小瀬スポーツ公園」行きに乗車し、「甲府職業安定所」で下車(約16分)、徒歩1分
- 
 JR身延線
甲斐住吉駅から徒歩3分

**山梨県
子どものこころサポートプラザ**

〒400-0851 山梨県甲府市住吉2丁目1番17号
TEL: 055-288-1560 FAX: 055-288-1574

山梨県中央児童相談所	TEL:055-288-1560
山梨県立こころの発達総合支援センター	TEL:055-288-1695
山梨県立子ども心理治療センター うぐいすの杜	TEL:055-288-1552
山梨県立特別支援学校うぐいすの杜学園	TEL:055-288-1628



**山梨県
子どものこころサポートプラザ**

子どものこころサポートプラザの目指す姿

集中

4つの施設が一体となったメリットを生かし、各施設の機能を連携させて、迅速で一貫した手厚い支援を行います。

こころの発達総合支援センター

子どもの心の問題や発達障害について、日常生活等に関する様々な相談や専門医による診療などを行います。

中央児童相談所

子どもの福祉に関する専門的な相談への対応や、必要な場合に子どもを一時保護します。

子ども心理治療センター うぐいすの杜 <新設>

心理的な要因で家庭や学校に適応できない子どもを対象に、心理治療や生活指導など、社会生活に適応するための支援を行います。

特別支援学校 うぐいすの杜学園 <新設>

うぐいすの杜に入所・通所する子どもを通学させて、学校教育と併せて、障害による学習上や生活上の困難を改善・克服するための指導を行います。

4つの施設の連携

連携

サポートプラザを中心に、医療・福祉・教育・行政等関係機関との全体的な支援ネットワークを構築します。



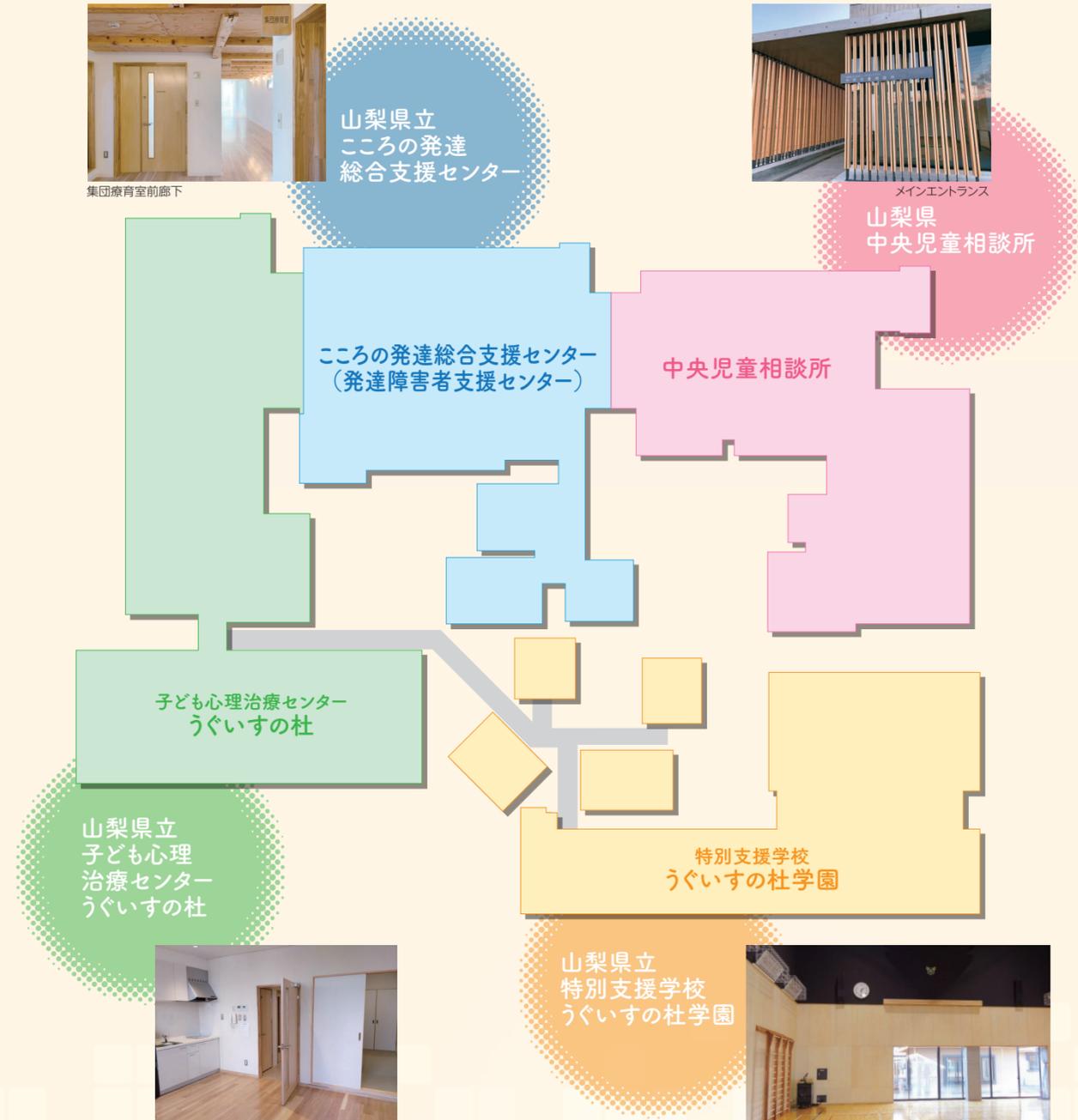
集団療育室前廊下

山梨県立
こころの発達
総合支援センター



メインエントランス

山梨県
中央児童相談所



5 令和4年度の主な取組内容

① 子どものこころサポートプラザ連携推進会議開催経過

◎令和4年4月14日（木） 第1回連携推進会議

- ・子どものこころサポートプラザ連携推進会議設置要綱の改正について
- ・子どものこころサポートプラザ事業概要の作成について
- ・本年度の日程について
- ・連携推進会議 連携チーム活動（案）について

◎令和4年8月4日（木） 第2回連携推進会議

- ・子どものこころサポートプラザ事業概要について
- ・連携チーム活動報告について

◎令和4年12月8日（木） 第3回連携推進会議

- ・子どものこころサポートプラザ事業概要について
- ・施設の改修について

◎令和5年3月9日（木） 第4回連携推進会議

- ・連携チーム活動報告について
- ・来年度の日程について
- ・うぐいすの杜学園と三施設の連携について
- ・発達障害児体験研修企画等について

山梨県子どものこころサポートプラザ連携推進会議設置要綱

1 目的

全国に先んじた高度で専門的な医療の提供、相談、心理ケア、学校教育などの総合的な支援を行う子どものこころサポートプラザ（以下「サポートプラザ」という。）が、構成する4つの所属のそれぞれの機能を連携させ、一体的な整備によるメリットを生かした先進的で効果の高い医療・支援を提供するとともに、サポートプラザを中心とした子どもの心のケアに係る全県的な支援ネットワークの構築を図るため、山梨県子どものこころサポートプラザ連携推進会議（以下「連携推進会議」という。）を設置する。

2 所掌事項

- (1) サポートプラザ内各所属の連携の推進に関すること
- (2) サポートプラザを中心とした子どもの心のケアに係る全県的なネットワーク構築に関すること
- (3) その他、子どもの心のケアに関し必要と認められること

3 組織

連携推進会議は、別表1に掲げる者をもって組織する。

4 会議

- (1) 連携推進会議は、子育て支援局参事・センター長（以下「センター長」という。）が招集し、座長となって会議を進行する。
- (2) 座長は、必要があると認めるときは、連携推進会議の構成員以外の者を連携推進会議に出席させ、意見を求めることができる。

5 連携チームの設置

- (1) 連携推進会議の所掌事項について、具体的な検討、協議、調整等を図るため、連携推進会議の下に連携チームを置く。
- (2) 連携チームは、別表2に掲げる者をもって組織する。
- (3) 連携チームにリーダー及びサブリーダーを置き、リーダーに中央児童相談所児童福祉指導幹を、サブリーダーに子ども心理治療センターうぐいすの杜心理治療指導幹及び特別支援学校うぐいすの杜学園教頭をもって充てる。
- (4) 連携チームの幹事をこころの発達総合支援センター地域支援課長が務める。
- (5) リーダーは、必要があると認めるときは、連携チームの構成員以外の者を連携チーム会議に出席させ、意見を求めることができる。

6 プロジェクトグループの設置

- (1) 連携チームは、特定の課題について具体的な検討を要する場合、連携推進会議の了承を得てサポートプラザ内所属から必要なメンバーを選出してもらい、その課題の検討に当たるプロジェクトグループを設置することができる。
- (2) プロジェクトグループのリーダーは、連携チームが指名する。

7 庶務

連携推進会議及び連携チームの庶務は、中央児童相談所において行う。

8 その他

この要綱に定めるもののほか、連携推進会議の運営に関し必要な事項はセンター長が定める。

附則

この要綱は、令和2年4月23日から施行する。

附則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

附則

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

別表 1

所属	役職	摘要
子育て支援局	参事（センター長）	座長
中央児童相談所	所長	
	次長	庶務
こころの発達総合支援センター	所長	
	次長（事）	
	次長（技）	
子ども心理治療センターうぐいすの杜	所長	
	副所長	
特別支援学校うぐいすの杜学園	校長	
	事務長	

別表 2

所属	役職	摘要
中央児童相談所	児童福祉指導幹	リーダー
	相談支援第一課長	
	診断育成課長	
こころの発達総合支援センター	相談医療課長	
	地域支援課長	幹事
子ども心理治療センターうぐいすの杜	心理治療指導幹	サブリーダー
	治療支援課長	
特別支援学校うぐいすの杜学園	教頭	サブリーダー
	特別支援教育コーディネーター	

【連携チーム会議の活動報告】

	内 容	備考
事業主体	子どものころサポートプラザ	
連携先	中央児童相談所 こころの発達総合支援センター 子ども心理治療センターうぐいすの杜 うぐいすの杜学園	
取組内容	①連携チーム会議の開催 ・サポートプラザ内の連携を推進するとともに、県内のサポートネットワークを構築することを目的とする。 ②研修会の開催 〈所属研修会〉 ・各機関の役割や業務内容を互いに知り合うことで、連携しやすくなることを目的とする。 〈機関連携研修会〉 ・相原センター長から講義を受け、プラザ内の職員が各所属の業務に内容を活かす。	
令和4年度実績	【実施状況】 ①連携チーム会議の開催 第1回 令和4年5月12日、第2回 令和4年7月14日 第3回 令和4年10月13日、第4回 令和5年1月12日 ②研修会 〈所属研修会〉 第1回 令和4年6月9日 「こころの発達総合支援センターからの報告」 第2回 令和4年8月4日 「特別支援学校うぐいすの杜学園からの報告～転出に向けた取り組みの報告」 第3回 令和4年12月8日 「子ども心理治療センターうぐいすの杜からの報告」 「中央児童相談所からの報告～児童の権利擁護」 〈機関連携研修会〉 令和4年4月14日 『脳科学から見た子どもの心の発達』 講師：相原 正男センター長	
その他		

こころの発達総合支援センターにおける 子どもの心のケアについて

子どものこころのサポートプラザ チーム会議資料



1) センターの経緯

平成17年 4月1日 発達障害者支援法施行
 平成18年 4月1日 **子どもメンタルクリニック**開設
 (中央児童相談所内)
発達障害者支援センター設置 (障害者相談所内)

多様なニーズに応えるため、こころの問題を抱えた子どもと、発達障害については子どもだけでなく大人までを対象とした、医療と福祉の総合拠点として、2施設を再編し・・・

平成23年4月1日「こころの発達総合支援センター開所」
 発達障害者支援法(第14条及び19条に規定あり)
 に基づく発達障害者支援センターも内包

2) 基本目標と基本方針

基本目標

「心に問題を抱えた子どもや発達障害児者が、住み慣れた地域で安心して自分らしく生活することができるように、乳幼児期から成人期までのライフステージを通じて、発達課題等への支援を行う」

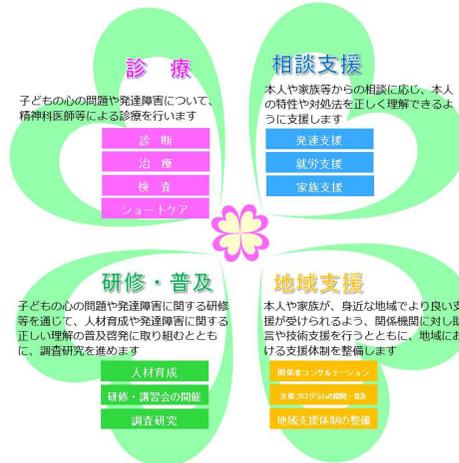
基本方針

- ① **早期発見・早期支援体制の充実**
 本人(養育者も含め)の特性に応じた適切な支援を早期に提供
- ② **間接支援の強化と相談支援・診療体制の充実**
 人材育成と地域における支援体制づくりの強化し、直接支援の充実につなげる
- ③ **継続支援体制の強化**
 特性等に応じた適切な支援をライフステージを通じて受けることができる支援プログラム等の強化
- ④ **普及・啓発の推進**
 正しい理解と適切な支援がある地域を目指し、県民や関係機関等への啓発・研修等実施

3) 業務内容

- ① 診療
- ② 相談支援
- ③ 地域支援
- ④ 研修・普及

4つの機能を柱に、発達障害児者等の特性に応じた適切な支援を行なう



診療
 子どもの心の問題や発達障害について、精神科医師等による診療を行います
 診療
 治療
 検査
 ショートケア

相談支援
 本人や家族等からの相談に応じ、本人の特性や対処法を正しく理解できるように支援します
 発達支援
 就労支援
 家族支援

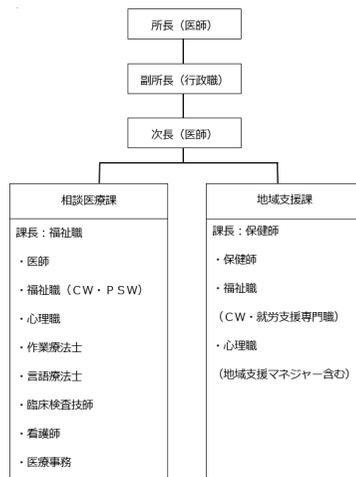
地域支援
 本人や家族が、身近な地域でより良い支援が受けられるよう、関係機関に対し助言や技術支援を行うとともに、地域における支援体制を整備します
 関係者コンファレンス
 当事者ネットワークの構築・維持
 地域支援体制の整備

研修・普及
 子どもの心の問題や発達障害に関する研修等を通じて、人材育成や発達障害に関する正しい理解の普及啓発に取り組むとともに、調査研究を進めます
 人材育成
 研修・講習会の開催
 調査研究

4) 業務体制

・ 相談医療課と地域支援課の2課体制として、業務内容の分散化を図り、業務の効率化や有効化を図る。

・ ただし、対象者の状況や各課に所属するスタッフの専門性等により課を横断する業務があるため、2課の十分な連携より業務の推進を図る。



5) 各課の主な業務内容

相談医療課

- ・ 電話相談
- ・ 単発相談 (インテーク)
- ・ 診察
- ・ 診察補助、調整及び事務
- ・ 心理評価
- ・ 心理相談 (継続)
- ・ OT/ST評価
- ・ OT/ST相談 (単発)
- ・ ショートケア
- ・ 医療福祉相談
- ・ 地域支援事業 (子どもの心の診療ネットワーク事業、関係機関連携、関係者コンサル)
- ・ 出張相談 (都留相談)
- ・ 所内研修

地域支援課

- ・ 電話相談
- ・ 単発相談 (インテーク)
- ・ 継続相談 (各種プログラムの実施)
- ・ 心理評価
- ・ OT/ST評価
- ・ 地域支援事業 (発達障害者支援センター事業、発達障害医療支援体制整備事業、関係機関連携、関係者コンサル)
- ・ 出張相談 (富士ふれあい相談)
- ・ 所内研修

6) 利用対象者

- **こころの問題**に関すること
18歳未満のご本人とご家族
- 発達障害に関すること
0歳～成人まで
- 支援機関の方々も対象として、コンサルテーションや研修の提供等行う

当センターで大事にしていること

- これまでの取り組みや支援の現状を踏まえて、こころに問題を抱えた子どもや発達障害児者が、必要とする医療や相談支援をできるだけ適時適切に受けられる
- 支援方針を早期に明確化し、支援プログラム等による相談や診療機能の充実による支援を行う
- 地域における支援機関の技術向上や体制づくりを図るための研修・普及や体制づくり事業の推進を図る
- 業務を担う職員の人材育成の強化を図る
- **養育者支援の重視を図る**
- ➔ **子どものこころの育ちを支援するためには養育者支援が不可欠**
 - ・ 各プログラムでの親講座や親グループの実施
 - ・ 養育者向けのプログラムの充実

令和4年度

「子どものこころサポートプラザ連携」

○本日の報告内容

- ①うぐいすの杜学園について
- ②転出に向けた取り組みの事例報告



山梨県立特別支援学校うぐいすの杜学園

①うぐいすの杜学園について

子ども心理治療センターうぐいすの杜に入所・通所しており（児童相談所が、短期の心理治療が必要であると判断・措置した子ども）、心のケアや治療が必要な児童生徒を対象とする**病弱の特別支援学校**

学校教育法施行令第22条の3の病弱者に該当

- 一 慢性の呼吸器疾患、腎臓疾患及び神経疾患、悪性新生物**その他の疾患**の状態が継続して医療又は生活規制を必要とする程度のもの
- 二 身体虚弱の状態が継続して生活規制を必要とする程度のもの

うぐいすの杜学園の児童生徒の学び

- 人への不信感
- 自尊心の傷つき
- 経験不足
- 失敗がこわい
- 不安感
- エネルギー不足
- 見捨てられ不安
- 学びの喜びを知らない

キーパーソン（担任）の存在とチーム支援

学びの土台づくり
学びに向かう姿勢

②転出に向けた取り組み

・児童生徒の成長に加え、**転出先の適切な環境設定**と**本人への適切な支援**が行われることが重要であり、そうすることで転出後の充実した生活を送ることができると考える。

支援方法の引継ぎ

予想される課題についての対策

関係機関との連携



不登校支援を通じた機関連携について ～家族療法事業の試行を通じて～

山梨県立子ども心理治療支援センターうぐいすの杜

10/25/2023

2.なぜ家族療法事業なのか

- ▶ 社会的養護については、国の方針が「施設養護」から「家庭養護」へ移行しており、児童養護施設等における「高機能化」及び「多機能化」の取組が進められている。
- ▶ 『情緒障害児短期治療施設運営指針』においても、目的として「施設が持っている支援機能を地域へ還元していく展開が求められる」と記載されている。



地域のニーズに応じた『**地域支援**』

子ども心理治療センターうぐいすの杜として

- ▶ 開設3年目を迎え、今後の施設の在り方を考えていく上では、これまでの専門施設としてのノウハウ（専門性・強み）を地域のニーズ（不登校支援）へと生かすこと。

○施設機能強化を行い、心理治療が必要な児童が当センターを利用しやすい環境を作る。

『**家族療法事業**』を行うことによる地域支援

○実施スケジュール（案）

	受付期間	外来支援期間
業務内容	○関係機関を訪問し、関係者会議を兼ねた受付を行う。 ①事業説明・今年度の支援予定（4月のみ） ②前クール支援のフィードバック ③次クール支援の受付 ・調査表等によるケース説明 ・目標及びゴールの振り合わせ ・各機関の支援スケジュール確認 ・情報共有の方法・頻度の確認 ・その他（必要なすり合わせ）	○家族療法事業による外来支援を行う ①見学（日程調整） ②外来支援（計画策定） ③関係機関との連携（情報共有） など
第1クール	4月中旬まで	5, 6, 7月（3か月間）
第2クール	8月中旬まで	9, 10, 11月（3か月間）
第3クール	12月中旬まで	1, 2, 3月（3か月間）

不登校とは学校に安心・安全感を失った状態

- ▶ 不登校は様々な理由によって、子どもの苦痛や不安が高まることで学校という「社会的な場面」に出ることが困難になっている状態である。
- ▶ 子どもたちは自分を守るために安心・安全な家庭（及び母子関係）へと退避し、「不登校」という選択をとらざるを得なくなっているともいえる。
- ▶ また、保護者も、子どもが不登校である現状に強い不安や焦りを抱くため、時として子どもを追い立ててさらに不安を煽ってしまったり、逆に子どもを抱え込んで密着状態を助長してしまうことがある。保護者の不安のケアについても支援のウェイトは大きい。

心理治療と不登校支援はつながっている

- ▶ 心理治療施設での入通所による心理治療の根幹は、何らかの理由で生活上の安心・安全感を失ってしまった子どもたちに対して、大人との関わりを通して安心・安全感を処方し、不安を低減させ、ひいては社会に対する安心感を回復させていくことに他ならない。
- ▶ つまり、安心・安全感を損ねてしまった不登校の子どもにおいても施設で培った支援のノウハウは十分に発揮できるといえる。
- ▶ 週1回の頻回な支援を通じた担当者との関係性の積み重ねは、着実に社会へのつながりの足掛かりとなる。

不登校支援の他機関連携の必要性

具体的に考察しても、不登校支援は1つの方向からのアプローチでは対応できないことが多い

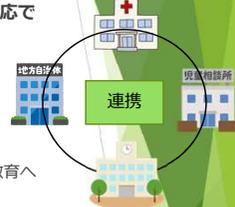
例)

- 医療機関で精神症状の診断や薬の処方、入院治療等を行ったとしても・・・

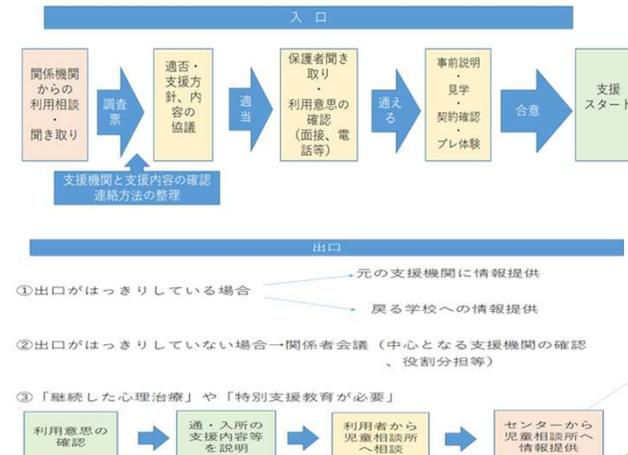
家庭環境へのアプローチ、安全・安心の獲得、親への心理教育、自信の回復、教育への繋ぎ、不登校児童に適した教育アプローチ等をカバーするのは難しい

- 福祉・相談機関が家庭環境へのアプローチ、安全・安心の獲得、親への心理教育、自信の回復等に努めたとしても・・・

症状の診断、薬の処方、入院治療、不登校児童に適した教育的アプローチ等を行うことは難しい



本事業の利用手続きと機関連携



児童の権利擁護

2022年12月8日
中央児童相談所

○令和4年児童福祉法改正

- ・児童の意見聴取等の仕組みの整備。
- ・全ての子どもについて、特に養育環境を左右する重大な決定に際し、子どもの意見・意向を聴き、子どもが参画する中で、子どもの最善の利益を考えて意思決定がされることが必要であるとされた。

○山梨県の動き

- 山梨県においては子どもの権利擁護を推進するため『やまなし子ども条例』を令和4年3月に策定。
- 条例では「何人も、権利侵害をしてはなりません。」と明記し、権利侵害に対する救済機関（山梨県子ども支援委員会）を設置することを規定。

○児童相談所の対応

- 一時保護・措置等の決定時においては子どもの意見聴取等を行うことがもとめられる。
- いままでも児童相談所では一時保護・措置の際、児童に理解できるよう心がけてきたが今後さらに児童にわかりやすい説明が求められるようになる。

利用者調査（令和3年度実施第三者評価より抜粋）

- 実際に一時保護時の説明を児童はどのように受け止めていたのか。
 - 令和4年1月実施された第三者評価（利用者アンケート）より該当項目を抜粋。
 - 令和4年1月保護中の児童11名を対象
- ↓
- 調査では多くの児童が現在の状況について説明されていた結果が窺えた
 - しかし、「説明されたがわからなかった」「覚えていない」「されなかった」という回答も散見された

○一時保護する際の取り組み

- 理解をしてもらうためわかりやすい説明をするには？
- 言葉だけではなく視覚からも理解できるわかりやすいパンフレット（権利ノート）の準備が必要か。

○一時保護所の権利ノートの見直し

- 年齢別（小学生以下、中学生以上）に分け、表現方法を工夫。
- イラストを入れる等見やすく。
- 守られていることがわかるような文章構成。
- 言葉で上手に表現できない児童も意見を表明できるよう自由記載欄も活用。

サポートプラザ内での取り組み

- 今回、児童相談所では児童の権利擁護について話題提供をした。児童福祉の分野では法改正もあり、児童のアドボカシーについては今後も支援者側は考えていかなければならない。今回の話題提供で各職場で再度、児童の権利擁護について考える一助となればと考えている。
- 権利ノートについては各所属においてすでに作成されているがそれぞれの所属の権利擁護の考えについて話し合うことでよりよい権利ノートができればと考える。

② プラザ内連携による取組内容

<中央児童相談所>

○職員の資質向上

<こころの発達総合支援センター>

○こころの発達総合支援センター医師による児童相談所職員の定例相談

<子ども心理治療センターうぐいすの杜>

○総合環境療法実施に係る多職種連携会議

<特別支援学校うぐいすの杜学園>

○プラザ内におけるうぐいすの杜学園の教育内容等の理解促進

○山梨県子どものこころサポートプラザ内機関との連携によるうぐいすの杜学園教員の帯同

○医療との連携

②プラザ内の取組

	内 容	備 考
事業主体	中央児童相談所	
連携先	こころの発達総合支援センター うぐいすの杜 うぐいすの杜学園	
取組内容	○職員の資質向上 (目的) ・子どものこころサポートプラザ内の4つの所属のそれぞれの機能を連携させて、先進的で効果の高い医療・支援を提供するために、職員の資質向上を図る。	
令和4年度実績	「子どものこころ・発達・ケア・連携」をテーマとした研修 演題：脳科学から見た子どもの心の発達 子どものこころサポートプラザ 相原 正男 センター長 令和4年4月14日	
その他		

②プラザ内の取組

	内 容	備 考
事業主体	こころの発達総合支援センター	
連携先	中央児童相談所（都留児童相談所）	
取組内容	<p>○こころの発達総合支援センター医師による児童相談所職員の定例相談</p> <p>（目的） 相談を通じて児相ケースの一助となり、また、児相職員の医療への理解を深め（人材育成）、治療が必要な児童への効果的かつ適切な対応に資する。</p> <p>（相談方法）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・毎月第一、第三木曜日 午前9時30分～午前10時30分 ・場所 こころの発達総合支援センターカンファレンス室 ・特に様式は設定せず、口頭による相談を実施 ・相談希望者は、窓口担当者を通じて事前に予約 	
令和4年度実績	<p>○定例相談の実施</p> <ul style="list-style-type: none"> ・R4年4月 1件（中央1件） ・R4年7月 1件（都留1件） ・R4年8月 1件（都留1件） ・R4年10月 2件（中央1件 都留1件） ・R4年11月 1件（都留1件） ・R5年2月 1件（中央1件） <p>*R4年度実績 中央児相3件 都留児相4件</p>	<p>相談対応医師</p> <p>こころの発達総合支援センター</p> <ul style="list-style-type: none"> ・後藤医師 ・金重医師
その他	<ul style="list-style-type: none"> ・児相ケースに対し、本相談が有効に活用されており、R5年度においても継続して実施。 	

②プラザ内の取組

	内 容	備考
事業主体	子ども心理治療センターうぐいすの杜	
連携先	中央児童相談所（都留児童相談所） こころの発達総合支援センター うぐいすの杜学園 関係機関（前措置施設、医療機関、市町村、移行先地域の学校等）	
取組内容	○総合環境療法実施に係る多職種連携会議 （内容） 総合環境療法の一環として、児童の治療段階に応じて、施設内外の機関と連携を行い、児童の治療目標達成や移行に向けて情報共有や協議を行う。 児童入所まで ・ ・ ・ 入所・通所検討会議 入所・通所支援中 ・ ・ ・ 治療支援検討会議 ・ ・ ・ 申し送り、ケースカンファレンス ・ ・ ・ 児童相談所ケースワーカー面接 ・ ・ ・ 措置児童診察 退所に向けて ・ ・ ・ 移行検討会議 退所後 ・ ・ ・ アフターフォロー	
令和4年度実績	○実施回数 ・ 入所・通所検討会議：4回 （7月・ ・ 1回、11月・ ・ 1回、12月・ ・ 1回、3月・ ・ 1回） ・ 治療支援検討会議（アセスメント会議・自立支援計画検討会議）：20回 （4月・ ・ 1回、5月・ ・ 1回、6月・ ・ 3回、7月・ ・ 2回、9月・ ・ 2回、10月・ ・ 2回、11月・ ・ 2回、12月・ ・ 2回、2月・ ・ 3回、3月・ ・ 2回） ・ 申し送り、カンファレンス：平日は原則毎日実施した。 ・ 児童相談所ケースワーカー面接：27件 （5月・ ・ 1件、6月・ ・ 1件、7月・ ・ 1件、8月・ ・ 2件、9月・ ・ 3件、10月・ ・ 3件、11月・ ・ 3件、1月・ ・ 4件、2月・ ・ 4件、3月・ ・ 5件） ・ 措置児童診察：50回 （こころの発達総合支援センター後藤先生による診察・ ・ 2回、金重先生による診察・ ・ 7回、上村所長による診察・ ・ 41回） ・ 移行検討会議：2回（9月・ ・ 1回、11月・ ・ 1回） ・ アフターフォロー：24回 （4月・ ・ 1回、5月・ ・ 3回、6月・ ・ 1回、7月・ ・ 1回、8月・ ・ 1回、9月・ ・ 1回、10月・ ・ 3回、11月・ ・ 1回、12月・ ・ 1回、1月・ ・ 3回、2月・ ・ 3回、3月・ ・ 5回）	
その他	令和5年度においても継続して連携会議等を実施していく。入退所に際して必要に応じてプラザ内機関とも連携していきたい。また、令和4年度末で退所した児童に対するアフターフォローも随時実施していく。	

②プラザ内の取組

	内 容	備 考
事業主体	山梨県立特別支援学校うぐいすの杜学園	
連携先	中央児童相談所（都留児童相談所） こころの発達総合支援センター 子ども心理治療センターうぐいすの杜	
取組内容	<p>○プラザ内におけるうぐいすの杜学園の教育内容等の理解促進 (目的)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・プラザ内職員を対象として、本校の教育活動や学校での児童生徒の様子について理解を深めることを目的に実施する。 <p>(内容)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・授業公開の実施 ・懇談の実施 ・担当連絡会 ・学園祭の実施 	
令和4年度実績	<p>○授業公開</p> <ul style="list-style-type: none"> ・1学期末、3学期末 各1回 計2回 <p>○懇談</p> <ul style="list-style-type: none"> ・1学期末、3学期末 各1回 計2回 ・児童相談所ケースワーカー、心理治療センター担当者、担任、児童生徒、保護者で実施。 <p>○担当連絡会</p> <ul style="list-style-type: none"> ・12月に実施 ・児童相談所ケースワーカー、心理治療センター担当者、担任、該当学部主事で実施。 <p>○学園祭(第2回 うぐいす祭) 令和4年10月28日(金)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・中学部3年生については、担当連絡会を11月に実施し、進路についての説明、相談の場とした。
その他		

②プラザ内の取組

	内 容	備 考
事業主体	山梨県立特別支援学校うぐいすの杜学園	
連携先	中央児童相談所 こころの発達総合支援センター 子ども心理治療センターうぐいすの杜	
取組内容	<p>○山梨県子どもこころサポートプラザ内機関との連携による うぐいすの杜学園教員の帯同</p> <p>(目的)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・サポートプラザ内の各機関が抱える幼児児童生徒の学習面や就学についての課題、在籍している学校や教育委員会等との関わりや、関係諸会議の中で生じている教育的課題について、各機関で行う支援に帯同し、学習上の具体的な支援方法や教育システムの情報及び教育資源の活用方法の提供を行う。 <p>(内容)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・対象幼児児童生徒が在籍している保育園、幼稚園、小中学校、高等学校等への帯同支援 ・関係諸会議への参加 ・プラザ内各機関での相談等への帯同 	
令和4年度実績	<p>○ケース会議への参加</p> <ul style="list-style-type: none"> ・児童相談相所からの依頼により、対象児童の居住地区要保護児童対策地域協議会に本校コーディネーターが参加した。 	
その他		

②プラザ内の取組

	内 容	備 考
事業主体	山梨県立特別支援学校うぐいすの杜学園	
連携先	子ども心理治療センターうぐいすの杜 こころの発達総合支援センター	
取組内容	<p>○医療との連携 (目的) ・児童生徒・教職員の健康及び精神衛生面でのサポートをしてもらう。</p> <p>(方法) ・学校医（内科・精神科）と学校衛生管理医をプラザ内の医師に依頼する。</p>	
令和4年度実績	<p>○内科検診 令和4年5月24日（火） (対象) 児童生徒 (内容) 内科検診</p> <p>○学校保健委員会 令和5年2月15日（水） (対象) 教職員 (内容) 学校安全計画をもとに、本校の健康、安全に関する指導について学校医から助言をいただいた。</p> <p>○学校安全衛生委員会 令和5年2月15日（水） (対象) 教職員 (内容) 学校医にストレスチェックの結果から集団分析をしていただき、職場環境や教職員のメンタルヘルスについて助言をもらった。</p>	
その他		

③ 地域連携による取組内容

<中央児童相談所>

- 家族再統合支援事業(対応スタッフへのスーパービジョン)
- 山梨県メンタルフレンド派遣事業
- 管轄市町村児童相談担当職員実務研修
- 山梨県警察本部との情報共有・連絡会議・合同訓練
- フォostリング連絡会、里専連絡会、相談支援員連絡会

<こころの発達総合支援センター>

- 発達障害医療支援体制整備事業
- 子どもの心の診療対応力向上研修
- 山梨県発達障害者支援センター連絡協議会
- 発達障害者サポーター養成・派遣
- 地域の人材育成(研修事業)
- 発達支援リーダー養成プログラム
- 市町村の人材育成とプログラム開発
- 総合教育センター相談支援部との相談支援連絡会
- 発達障害者就労支援研修

<子ども心理治療センターうぐいすの杜>

- 家族療法事業「ハルクル」
- 視察・施設見学受け入れ
- 実習生受け入れ

<山梨県立特別支援学校うぐいすの杜学園>

- 特別支援学校のセンター的機能の発揮

③地域との取組

	内 容	備 考
事業主体	中央児童相談所	
連携先	・児童養護施設、乳児院、児童自立支援施設、児童心理治療施設	
取組内容	<p>○家族再統合支援事業（対応スタッフへのスーパービジョン）</p> <p>〈目的〉</p> <p>・虐待による一時保護や児童福祉施設に措置された子どもとその保護者に対して、通所あるいは宿泊による指導等を実施し、虐待を行った家庭における養育機能の再生・強化や親子関係の改善を図るとともに児童の人権擁護の促進を目的とする。</p> <p>〈内容〉</p> <p>・家族再統合に向けた支援を行う児童相談所及び児童福祉施設の職員や専門里親等に対して、月一回各施設とのケース検討会を開催し、児童精神科医(県外在住)によるスーパーヴィジョンを実施。</p>	
令和4年度実績	<p>○実績</p> <p>・Zoomシステムを利用して事例検討実施。（12回）</p> <p>4月14日児童養護施設めだかの学校 5月12日児童養護施設くずはの森 6月9日児童養護施設立正光生園 7月14日児童養護施設あいむ 8月18日都留児童相談所 9月8日乳児院ひまわり 10月13日立正光生園乳児院 11月9日児童養護施設クローバー学園 12月8日児童養護施設ハーベスト 1月12日児童養護施設明生学園 2月9日子ども心理治療センターうぐいすの杜 3月9日児童自立支援施設甲陽学園</p>	
その他	令和4年度は感染症予防対策としてオンラインを利用して実施した。各施設の当事業へのニーズは高く、対面での事例検討の要望もあるため、令和5年度は、コロナ感染症の状況をみながら対面実施を検討する。	

③地域との取組

	内 容	備 考
事業主体	中央児童相談所	
連携先	県内大学（短期大学）	
取組内容	<p>○山梨県メンタルフレンド派遣事業 （目的） ひきこもり・不登校児童に対する児童相談所の児童福祉司による指導の一環として、児童の兄または姉に相当する世代の者を心の友（メンタルフレンド）としてその家庭に派遣し、当該児童とのふれあいを通じて児童の福祉の向上を図る。</p> <p>（内容）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・メンタルフレンド（18歳以上30歳未満の者）になることを希望する候補者に対して研修会を実施する。 ・メンタルフレンドは良き理解者として児童に接し、児童の自主性、社会性等の伸長を援助する。 ・児童の状況について定期的に指導担当者に報告し、その指導を受けるとともに活動検討会に出席するよう努めるものとする。 	
令和4年度実績	<p>○実績</p> <ul style="list-style-type: none"> ・7月30日 メンタルフレンド研修会 ・コロナ禍のため積極的な派遣は行わず、R2年度からの活動自粛を継続した状況。 	
その他	メンタルフレンドの登録者数を増やし、より効果的な派遣を行っていくためには、大学等との連携を更に強化していく必要がある。	

③地域との取組

	内 容	備 考
事業主体	中央児童相談所	
連携先	管轄内市町村	
取組内容	<p>○管轄市町村児童相談担当職員実務研修 (目的)</p> <p>児童虐待の通告受理件数の増加に伴い処遇困難・複雑化ケースも増加し、支援も難しくなっている。児童が地域で安心・安全に生活するために要保護児童対策地域協議会の役割は益々重要になってくる。そのため、要保護児童対策地域協議会において支援体制を円滑に構築する会議運営が求められることから事例検討をとおして進行に係るファシリテーターの考え方などを学ぶことを目的とする。</p>	
令和4年度実績	<p>○実績</p> <ul style="list-style-type: none"> ・日時：令和4年12月2日 ・内容：事例をとおしてファシリテーターの役割を学ぶ ・方法：実地研修 ・講師：長谷川俊雄（白梅学園大学教授） ・参加人数（市町村職員）：21名 	
その他	<p>今後も市町村との協働体制を強化していく必要があるため、研修を含めた様々な取組を実施していく。</p>	

③地域との取組

	内 容	備 考
事業主体	中央児童相談所	
連携先	山梨県警察本部 少年・女性安全対策課	
取組内容	<ul style="list-style-type: none"> ○協定書に基づく情報共有 <ul style="list-style-type: none"> ・児童虐待に関する情報を共有することで連携した対応を行う。 ○連絡会議 <ul style="list-style-type: none"> ・児童虐待の取扱状況および協定に基づく情報共有等の協議 ○児童相談所と山梨県警察との合同訓練 <ul style="list-style-type: none"> ・司法面接における留意事項等の研修 ・立入調査、臨検・捜索についてロールプレイによる対応手続きの確認 	
令和4年度実績	<ul style="list-style-type: none"> ○協定書に基づく情報共有 R4年度実績：210件 ○連絡会議 <ul style="list-style-type: none"> ・日時：令和4年10月7日（金） ・場所：子どものこころサポートプラザ会議室 ・内容：・児童虐待の取扱状況と協定に基づく情報共有他 ・参加者：19人 ○児童相談所と山梨県警察との合同訓練 <ul style="list-style-type: none"> ・日時：令和4年12月5日（月） ・場所：県警察学校講堂、模擬家屋 ・内容：司法面接における留意事項等の講義(甲府地方検察庁竹村検事) ：立入調査、臨検・捜索のロールプレイおよびグループワーク ・参加者：47人 	
その他	<ul style="list-style-type: none"> ・児童虐待相談は年々増加傾向であり、困難ケースの対応等、警察との連携を強化していく必要があるため、今後も継続して実施していく。また、立入調査、臨検・捜索の事案が出たときにすぐに対応できるよう合同訓練を開催し、実際の流れについて把握しておくことが必要である。 	

③地域との取組

	内 容	備 考
事業主体	中央児童相談所	
連携先	フォスタリング機関・里親支援専門相談員・乳児院・児童養護施設	
取組内容	<p>1 フォスタリング連絡会</p> <ul style="list-style-type: none"> ・隔月開催。 ・子ども福祉課、フォスタリング機関、中央・都留児童相談所。 ・連携のための情報共有と役割分担の確認。 <p>2 里専連絡会</p> <ul style="list-style-type: none"> ・毎月1回開催。 ・里親支援専門相談員、中央児童相談所里親担当児童福祉司。 ・里親支援専門相談員が各里親家庭を訪問した内容を報告・共有し、支援方法等対応を検討する。 ・必要に応じて、担当児童福祉司へ支援を依頼する。 <p>3 相談支援員連絡会</p> <ul style="list-style-type: none"> ・毎月1回開催。 ・里親支援専門相談員、フォスタリング機関、中央・都留児童相談所。 ・里専連絡会内で関係機関で共有した方が良いと判断された内容の共有、支援方法の検討。 ・里親支援関連行事の確認。 	
令和4年度実績	<p>1 計6回開催。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・フォスタリング機関の業務範囲、児童相談所との連携フロー作成等。 <p>2 計12回開催。</p> <p>3 計12回開催。</p>	
その他	<ul style="list-style-type: none"> ・令和3年度にフォスタリング機関が設立され、里親支援業務の一部が委託された。 ・令和3年度は「里親制度等普及促進事業」を中心に取り組んだが、令和4年度は「里親委託推進等事業」にも注力した。 ・令和4年度、里親支援専門員が1名増員され、計4名の体制となった。担当地域の区割りや資質の均質化を図る必要があり、連絡会を活用している。 	

③地域との取組

	内 容	備 考
事業主体	こころの発達総合支援センター	
連携先	地域の小児科医	
取組内容	<p>○発達障害医療支援体制整備事業 (目的) 発達障害の早期発見、早期支援を推進するため、発達障害のある子どもが地域で安心して医療を受けることができるよう、こころの発達総合支援センターを中心とした地域の小児科医との診療ネットワークを構築し、これを安定的に運営することにより、地域における児童精神科領域の更なる理解を促進する。</p> <p>(内容)</p> <p>1 医療連携会議の開催</p> <ul style="list-style-type: none"> ・診療における現状、課題の整理及び共有 ・症例検討を通じた小児科医の人材育成 ・診療マニュアルの活用の促進 ・診療連携パスの運用と評価、見直し ・こころの発達総合支援センターを中心とした診療ネットワークの検討 <p>2 研修会の開催</p> <ul style="list-style-type: none"> ・年1回療育センター等の取り組みについて県外講師による研修を実施 	
令和4年度実績	<p>○医療連携会議の開催（年4回）参加者延べ127人</p> <ul style="list-style-type: none"> ・症例検討、情報提供等を行い、地域小児科医のスキルアップを支援。症例検討には、市町村保健師も参加。 ・マニュアルの修正、連携パスの様式改定を推進。 <p>○研修会の開催（年1回）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・開催 R5年3月2日（木）参加者50人 ・内容 講師 山梨県立こころの発達総合支援センター 顧問 田中 哲 演題 「子どもたちの外傷体験と心のケア」 トラウマインフォームドケア 	
その他	<ul style="list-style-type: none"> ・連携パスケースは年々増加しており、連携が進んでいる。 ・今後も、地域において医療機関との連携が図られるよう取組を進めていく。 	

③地域との取組

	内 容	備 考
事業主体	こころの発達総合支援センター	
連携先	子どもの心の診療に携わる医師及び関連職種の職員	
取組内容	<p>○子どもの心の診療対応力向上研修 (目的) 子どもの心の診療に携わる医師及び関連職種が、より高い専門性を身につけ、対応力向上を図ることにより、良質な医療が継続して提供されることを目的とする。</p> <p>(内容) 研修会の開催</p> <p>○子どもの心の総合支援研修 (目的) 子どものこころの診療関連職種専門研修事業において、子どもの心に関するさまざまな問題や発達障害のある人に関わる専門職種の技術向上を図るとともに、地域の支援体制の整備や充実を図ることを目的とする。</p> <p>(内容) 研修会の開催</p>	
令和4年度実績	<p>○R4年12月7日研修会</p> <ul style="list-style-type: none"> ・講師 山梨学院大学経営学部 富永大悟教授 ・演題 学校教育場面における、学習（主に読み）に困難のある子どもへの具体的な支援 <p>・参加者 小児科医等 30人 関連職種等 75人</p> <p>○R5年2月1日研修会</p> <ul style="list-style-type: none"> ・講師 立川アジール法律事務所 中田 雅久弁護士 ・演題 子どもの権利から考える不登校の位置づけ <p>・参加者 小児科医等 20人 関連職種等 85人</p>	
その他	参加者の関心や満足度が高く、有効な研修となっていることから、継続して実施していく方向。	

③地域との取組

	内 容	備 考
事業主体	こころの発達総合支援センター	
連携先	<ul style="list-style-type: none"> ・ 自閉症児施設等 ・ 児童相談所 ・ 障害者相談所 ・ 保健福祉事務所 ・ 教育委員会 ・ 公共職業安定所 ・ 地域障害者職業センター ・ 医療機関 ・ 障害児（者）地域療育等支援事業実施施設 ・ 市町村 ・ 家族団体 等 関係機関 	
取組内容	<p>○山梨県発達障害者支援センター連絡協議会 （目的） 地域の発達障害児（者）に総合的なサービスを提供するため、発達障害児（者）の支援に関わる医療・保健・教育・福祉等の関係機関に対し、支援の現状や課題等を情報提供するとともに、関係機関の現状や課題等について情報共有し、効果的な連携を図る。</p> <p>（内容）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ こころの発達総合支援センター事業報告 ・ こころの発達総合支援センター業務内容 ・ 情報交換 	
令和4年度実績	<p>（実施内容）</p> <p>○第1回（オンライン開催）＊市町村を除く全機関を対象</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ R4年5月25日（水）午前10時～11時30分開催 ・ 参加者 関係機関52機関 ・ 内容 昨年度の事業報告と今年度の方針についての説明。 後藤所長より講義「傷ついた子どもの言動から見えること」 	
その他	<p>今後も、発達障害者支援センターとして、関係機関及び民間団体との連絡調整を積極的に行っていく。</p>	

③地域との取組

	内 容	備 考
事業主体	こころの発達総合支援センター	
連携先	県内大学等	
取組内容	<p>○発達障害者サポーター養成・派遣 (目的) 学校不適應やひきこもり状態等にある発達障害のある者に対し、発達障害者サポーターを派遣し、継続的な対人関係の機会をもち、きめ細かい生活上の助言・支援を行うことで、社会参加・就労準備の機会を作る。</p> <p>(内容) 研修等により、発達障害者サポーターを養成し、養成したサポーターを発達障害のある子どもへ派遣する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・サポーター対象者 保健、福祉、教育、心理学等を専攻している大学生などのうち障害福祉に関して一定レベルの知識・理解を有している者 ・派遣対象者 当センターの利用者で、かつ発達障害の診断（ASD、LD、ADHD等）のある、相談相手や理解者を必要とする小学校高学年から高校生くらいまでの者 	
令和4年度実績	<p>○養成</p> <ul style="list-style-type: none"> ・サポーターは、令和4年度新規 1人（男性1人）、継続 8人（男性1人、女性7人） ・令和4年8月29日 基礎研修会（10名+都留文科大学教授+職員） ・令和4年12月27日 事例検討会（2名+心理実習生+職員） <p>○派遣</p> <ul style="list-style-type: none"> ・実働は1ケース、令和4年9月～12月の4回（1ケースは顔合わせ設定するも実施できず、1ケースは顔合わせ後キャンセル） 	
その他	ケース数の減少や男性サポーターの不足にて、事例検討会での検討材料不足となっている。看護学科にも周知することでサポーター登録の増加の見込みあり。	

③地域との取組

	内 容	備 考
事業主体	こころの発達総合支援センター	
連携先	発達障害者の支援に関わる関係機関 (保育所、幼稚園、市町村、学校、社会福祉士、圏域マネージャー、児童発達支援センター職員 等)	
取組内容	○地域の人材育成（研修事業） <発達障害基礎研修> 自閉症スペクトラム等の特性を持つ幼児期の子どもや養育者が抱える課題に対する支援に必要な知識を学ぶ。 <発達障害専門研修> 地域の支援関係者に対して、支援の困難性やニーズの高い事例を取り上げる。 <子どもの心の総合支援研修> 子どもの心に関する様々な問題や発達障害のある人に関わる専門職員の技術向上を図る。併せて、地域の支援体制の整備や充実を図る。	
令和4年度実績	<発達障害基礎研修> 開催① R5年2月2日（木） 参加者 58人 内容 講師 上智大学言語聴覚研究センター准教授 原 恵子氏 演題 子どものことばの育ち・育てる視点 開催② R5年2月8日（水） 参加者 19人 内容 講師 上智大学言語聴覚研究センター准教授 原 恵子氏 症例検討（学習困難事例） <発達障害専門研修> 開催① R4年9月22日（木） 参加者 39人 内容 講師 横浜市北部地域療育センター 作業療法士 松本 政悦氏 演題 不器用な子どもたちとその家族への理解と支援 開催② R4年10月19日（水） 参加者 58人 内容 講師 （一財）日本発達障害ネットワーク理事長 市川 宏伸氏 演題 家族とのお付き合い－発達障害を中心に－ <子どもの心の総合支援研修> 開催① R4年12月7日（水） 参加者 市町村・学校職員等 計75人 内容 講師 山梨学院大学経営学部教授 富永 大悟先生 演題 学校教育場面における、学習（主に読み）に困難のある子どもへの具体的な支援 開催② R5年2月1日（水） 参加者 市町村・学校職員等 計85人 内容 講師 立川アジュール法律事務所 中田 雅久弁護士 演題 子どもの権利から考える不登校の位置づけ	
その他	今後も地域の人材育成のため、研修を継続して実施。	

③地域との取組

	内 容	備 考
事業主体	こころの発達総合支援センター	
連携先	<ul style="list-style-type: none"> ・市町村母子保健または児童福祉主管職員 ・障害児者地域療育等支援事業所地域療育コーディネーター ・特別支援学校特別支援教育コーディネーター 	
取組内容	<p>○発達支援リーダー養成プログラム (目的) 県内の発達支援体制の充実を目指して、ライフステージを通じた発達障害の基礎知識や支援技術、地域連携等について学び、地域において発達支援業務の中核を担い、関係部署との連携や体制作りに貢献できる人材を育成。</p> <p>(内容)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・基本研修6回(必須) ・選択研修一人5回程度 ・概ね6ヶ月の期間内に実施 ・座学の講師は、センター医師及びスタッフ等 ・センター業務の見学やグループ討議を組み合わせる 	
令和4年度実績	<p>○参加者11名 (市町村母子保健・福祉分野の保健師5名、総合教育センター1名、特別支援教育コーディネーター5名)</p> <p>○講義等数 基本研修6回+選択研修(1人5回程度)</p> <p>○実施内容(詳細は、当センター事業概要を参照)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・R2年度開始のプログラム。R4年6月からR4年12月の間で実施。 ・田中顧問(医師)、後藤所長(医師)、金重次長(医師)、当センタースタッフが講義講師となった。 ・見学研修については、当センタースタッフ全員で受け入れた。 	
その他	<ul style="list-style-type: none"> ・R5年度も開催し、地域でリーダー的に支援を担える人材を増やしていく。 ・人材育成とともに、人材が活用できる仕組み作りの検討も行っていく。 	

③地域との取組

	内 容	備 考
事業主体	こころの発達総合支援センター	
連携先	市町村等	
取組内容	<p>○市町村の人材育成とプログラム開発</p> <p><幼児集団療育事業></p> <p>当センターが行う幼児集団療育に市町村保健師等が見学参加し、必要に応じ関係者カンファレンス等も行って、市町村におけるプログラム開発を支援。</p> <p><ペアレントサポートプログラム></p> <p>発達障害児を抱える親のためのサポートプログラムを開発するための情報提供とプログラム参加。</p> <p><家族支援研修></p> <p>身近で家族支援にあたる市町村職員等が、家族支援に必要な知識・技術を獲得、向上するための講義。</p>	
令和4年度実績	<p><幼児集団療育事業></p> <p>「こころグループ」「ぴよんぴよんグループ」「わくわくグループ」の3グループプログラムをR4年5月～R5年3月にかけて実施。市町村職員等延べ11機関11人が参加。</p> <p><ペアレントサポートプログラム></p> <p>6月、7月、9月に1回ずつ計3回実施。</p> <p>参加者</p> <p>6月 保健師6人 家庭相談員1人</p> <p>7月 保健師5人 家庭相談員1人</p> <p>9月 保健師6人 家庭相談員1人 教員2人</p> <p><家族支援研修></p> <ul style="list-style-type: none"> ・開催 R4年9月7日(水) ・講師 ハーティック研究所 代表 高山恵子氏 ・参加者 43名(オンライン参加) 	
その他	今後も市町村等身近で支援に関わる人材育成は重要。積極的に支援していく。	

③地域との取組

	内 容	備 考
事業主体	こころの発達総合支援センター	
連携先	総合教育センター	
取組内容	<p>○総合教育センター相談支援部との相談支援連絡会 (目的・内容)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・子どもの心の健康や発達障害に関わる問題に的確に対応するため、事例について共通理解を図り学校や家庭での支援に生かす。 ・医療、福祉、教育の連携を図り、情報交換や学習会等を通して得られたことを業務に生かす。 ・業務内容や支援、教材教具の活用等について、情報共有。 	
令和4年度実績	<p>○総合教育センター相談支援部との相談支援連絡会 紙面開催を含め年4回開催。(5月、7月、10月、2月)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・業務紹介、連携パスについて ・特別支援教育の現状、具体的な支援について ・前頭葉の発達とADHDでよく使われるクスリのお話 ・年度のまとめ、令和5年度の計画、事例検討について 	
その他	<p>総合教育センターとの相談支援連絡会については、R5年度も4回の開催を予定。機関連携を強化していく。</p>	

③地域との取組

	内 容	備 考
事業主体	こころの発達総合支援センター	
連携先	山梨労働局 山梨障害者職業センター 障がい者就業・生活支援センター 若者サポートステーション 公共職業安定所 山梨県立就業支援センター 等 関係機関	
取組内容	○発達障害者就労支援研修 就労関係機関に対し、就労支援の取組等について講義	
令和4年度実績	○発達障害者就労支援研修 開催 R5年3月15日(木) 講義内容 ①「大学における合理的配慮と就労支援について」 ②「当センターの支援と大学生プログラムについて」 ③「大学生等を対象とした就労準備支援プログラムの取組について～ナビゲーションブックを作ってみよう・使ってみよう～」 講師 ① 国立大学法人山梨大学アクセシビリティ・コミュニケーション支援室 鈴木 亜矢特任助教 ② こころの発達総合支援センター 阿佐美主任 ③ 山梨障害者職業センター 古野素子 主任障害者職業カウンセラー	
その他	今後も就労支援機関との一層の連携を図り、支援強化に努めていく。	

③地域との取組

	内 容	備 考
事業主体	子ども心理治療センターうぐいすの杜	
連携先	<ul style="list-style-type: none"> ・ こころの発達総合支援センター ・ あげぼの医療福祉センター ・ 甲府共立病院 ・ クリニックテラ ・ 総合教育センター ・ 中央児童相談所 ・ 都留児童相談所 ・ 精神保健福祉センター ・ 児童家庭支援センター（テラ） ・ ネストやまなし 	
取組内容	<p>家族療法事業「ハルクル」</p> <p>①家族療法事業の事業説明 （目的） 各機関に訪問し、事業説明を行い周知を図る。</p> <p>②家族療法事業に関するケース会議 （目的） 対象児童についての事前・事後の情報共有を行う。</p> <p>③家族療法事業によるケース支援 （目的） 各機関よりハルクルにつなげられたケースに対する支援を行う。</p>	
令和4年度実績	<p>① 10機関×各1回</p> <p>② こころの発達総合支援センター×2回 甲府共立病院×2回 山梨県総合教育センター×4回</p> <p>③ 計11ケース（延べ支援数78回）</p>	
その他	令和4年度は試行を行ってきたが、令和5年度からは本格的に事業を開始し、県民ニーズに応えた地域支援の取り組みを進めていきたい。	

③地域との取組

	内 容	備 考
事業主体	子ども心理治療センターうぐいすの杜	
連携先	峡東教育事務所 県立北病院 御殿場市議会福祉文教委員会 韮崎市主任児童委員 峡北地区教育支援協議会・推進委員会 横浜国立大学 三重県教育委員会 等	
取組内容	○視察・施設見学受け入れ (目的) 地域の関係機関及び他県からの関係機関等に対して当所の機能を紹介し、役割等の理解をすすめ、地域との連携を促進する。	
令和4年度実績	・受け入れ回数・・・13回(延べ人数・・・89名)	
その他	令和5年度においても、積極的に受け入れていきたい。	

③地域との取組

	内 容	備 考
事業主体	子ども心理治療センターうぐいすの杜	
連携先	県内大学	
取組内容	○実習生受け入れ (目的) 学生に臨床実習等研修の場を提供し、人材養成に寄与する。 (内容) 施設見学実習及び、当所での児童支援についてガイダンスを行う。	
令和4年度実績	・受け入れ回数・・・2回 (山梨県立大学ソーシャルワーク現場実習2名) (山梨英和大学心理実習12名)	
その他	令和5年度についても新型コロナウイルス感染対策に留意しながら、積極的に学生の受け入れを行い、福祉を担う人材の育成に寄与したい。	

③地域との取組

	内 容	備 考
事業主体	山梨県立特別支援学校うぐいすの杜学園	
連携先	市町村教育委員会 小学校・中学校・高等学校 等	
取組内容	<p>○特別支援学校のセンター的機能の発揮 (目的)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・就学前、小中学校、高等学校において、教育的ニーズに応じた適切な教育を提供していくために、教育上の専門性を生かしながら支援していく。 <p>(内容)</p> <p>①転学・卒業に係る支援</p> <ul style="list-style-type: none"> ・転入学についての相談支援 ・転出児童生徒に係る支援（転出後3年間） <p>②教育相談・学校見学</p> <ul style="list-style-type: none"> ・来校していただいたの相談及び見学 ・電話による相談 <p>③訪問・研修支援</p> <ul style="list-style-type: none"> ・本校の概要説明及び病弱教育に関する研修 <p>④連携会議</p> <ul style="list-style-type: none"> ・病弱専門部特別支援連携会議の共同運営 	
令和4年度実績	<p>○転学・卒業に係る支援</p> <ul style="list-style-type: none"> ・転学及び進学関係資料、学習指導や支援についての参考となる資料の受領及び送付 ・ケース会議等による実態及び支援の確認 4名 述べ28回 <p>○教育相談・学校見学</p> <ul style="list-style-type: none"> ・小学生（保護者） 2回 ・中学生（保護者） 7回 ・電話相談 14回 <p>○訪問支援</p> <ul style="list-style-type: none"> ・小学校 2校 3回 ・高等学校 1校 1回 <p>○研修支援</p> <ul style="list-style-type: none"> ・特別支援教育コーディネーター対象学校説明会（4月28日） ・富士吉田市教育協議会特別支援教育部会（7月27日） ・山梨県女性団体協議会研修会（11月11日） <p>○連携会議</p> <ul style="list-style-type: none"> ・病弱専門部特別支援連携会議 4回 ・甲府市地域自立支援協議会 3回 	
その他		

④職員の地域での活動状況等

- ・子どものこころサポートプラザセンター長
- ・こころの発達総合支援センター
- ・特別支援学校うぐいすの杜学園

業績（令和4年度：令和4年4月—令和5年3月）—相原正男

1. 社会活動

- 1) 相原正男. 社会脳の発達. 発達障害への理解を深めるセミナー. 世界自閉症啓発デー・発達障害啓発週間普及啓発事業. オンライン開催. 令和4年4月6日.
- 2) 相原正男. 山梨県立日川高等学校 SSH 事業運営指導委員会. 令和4年6月6日, 12月5日, 令和5年3月13日, 山梨市.
- 3) 相原正男. 山梨県立いじめ問題対策委員会検証部会. 令和4年4月19、22日, 5月9日. 山梨県教育委員会高校教育課、甲府市.
- 4) 相原正男. 山梨県子ども支援委員会設置検討委員会. 令和4年10月28日, 12月7日, 令和5年1月25日, 3月7日, 子育て支援局子ども福祉課, 甲府市.
- 5) 相原正男. 講評. 第7回山梨県社会福祉研究発表会. 令和5年1月26日, Web開催.

2. 教育講演

- 1) 相原正男 発達障害—医療・福祉・保健の視点から—. 山梨大学医学部医学科講義. 令和4年5月6日, 中央市.
- 2) 相原正男. 脳科学からみた心の発達. 日川高等学校 SSH 事業講演会. 令和4年6月14日, 山梨市.
- 3) 相原正男. 発達障害・知能障害とは - 医療の視点から -. 都留文科大学教養学部学校教育学科講義. 令和4年7月1日, 都留市.
- 4) 相原正男. 児童虐待. 山梨大学医学部：健康危機講義. 令和4年11月11日, 中央市.
- 5) 相原正男. しなやかな心を育むために. 長坂小・中学校合同学校保健委員会講演会. 令和5年1月18日, 北杜市.
- 6) 相原正男. 心の発達—発達障害を理解するために—. 山梨大学医学部看護学科：疾病・治療論講義. 令和5年2月20日, 中央市.

3. 学術講演

- 1) 相原正男. 発達特性のある子どもとの関わり方. 幼稚園・保育園等特別支援教育研修会. 令和4年10月25日, 山梨市.
- 2) 相原正男. 現代社会で生きるこどもたちの多様性を育む. 子ども発達支援センター10周年記念. 令和4年11月6日, 福山市.

4. 論文

- 1) 相原正男. 社会脳の発達—発達特性のある子どもとの関わり方. 子育て・発達の里 乳児院ひまわり社会的養育機関エール里親支援室 山梨県きずな合同研修会報告書 pp.1-51, 2023.
- 2) 相原正男. 山梨県子どものこころサポートプラザにおける多種職連携の現状—身近な地域で安心した生活を送るために—. 育療 2023; 72: 21-27.
- 3) 金村英秋、相原正男. ADHD の併存症—てんかん—. 脳と発達 2022; 54: 165-169.
- 4) 相原正男. 子どものこころを支援する. 山梨大学医学部同窓会誌. 2022; 28: 32.
- 5) Fukao T, Sano F, Nemoto A, Naito A, Yanagisawa T, Imai K, Hiroma T, Inaba Y, Kanemura H, Aihara M, Inukai T, Kaga Y. Factors associated with the development of epilepsy in very low birth weight infants. *Pediatr Neonatol* 2022 (<https://doi.org/10.1016/j.pedneo.2022.12.019>)
- 6) Kaga Y, Ohyama T, Goto Y, Aoyagi Ki, Ishi Si, Inukai T, Aihara M. Impairment of autonomic emotional response for executive function in children with ADHD: A multi-modal fNIRS and pupillometric study during the Wisconsin Card Sorting Test. *Brain Dev* 2022; 44: 438-45.

5. マスコミ

- 1) 相原正男. 発達障害理解へ セミナーで学ぶ. 山梨日々新聞, 令和 4 年 4 月 7 日.
- 2) 相原正男. 子ども支援の現場から ②発達障害. 山梨日々新聞, 令和 5 年 1 月 5 日.

6. 受賞

- 1) 医療福祉建築賞 2022. 一般財団法人 日本医療福祉建築協会.

「医療福祉建築賞 2022」受賞作品データ

医療福祉建築賞

*：応募者

山梨県子どもこころサポートプラザ

所在地 山梨県甲府市住吉 2-1-17
 延床面積 6,811 m²
 竣工年月 2020年3月
 開設者 山梨県
 管理者 山梨県子ども福祉課
 設計者 久米*・竜巳設計JV
 施工者 1工区：日経工業・井口工業・依田工務店共同企業体
 2工区：長田組土木・興龍社・昭和建設共同企業体

デイサービスセンター 下石の通い所

所在地 岐阜県土岐市下石町 910-1
 定員 40名
 延床面積 500 m²
 竣工年月 2020年2月
 開設者 (株)YUKAIGO
 管理者 (株)YUKAIGO
 設計者 (株)ほとり建築事務所* + Uo.A*
 施工者 澤崎建設(株)

国立循環器病研究センター

所在地 大阪府吹田市岸部新町 6-1
 病床数 550床
 延床面積 129,756 m²
 竣工年月 2019年3月
 開設者 国立研究開発法人 国立循環器病研究センター
 管理者 国立研究開発法人 国立循環器病研究センター
 設計者 基本設計：(株)佐藤総合計画
 実施設計：(株)竹中工務店大阪本店*、(株)日本設計
 施工者 (株)竹中工務店大阪本店

医療福祉建築賞 準賞

おうちにかえろう。病院

所在地 東京都板橋区大原町 44-3
 病床数 120床
 延床面積 4,390 m²
 竣工年月 2021年1月
 開設者 医療法人社団 焔
 管理者 TEAM BLUE
 設計者 (株)ハル建築研究所 + MTM Design*
 施工者 (株)富士工

東立石保育園

所在地 東京都葛飾区 4-45-4
 定員 165名
 延床面積 1,380 m²
 竣工年月 2021年3月
 開設者 社会福祉法人 徳育会
 管理者 社会福祉法人 徳育会
 設計者 (株)相坂研介設計アトリエ*
 施工者 (株)三浦工務店

[都道府県コード順]

医療福祉建築賞2022 選考報告

選考委員長 岡本 和彦 + 選考委員

HEALTHCARE ARCHITECTURE AWARDS OF 2022

Kazuhiko OKAMOTO + Screening Committee

- A total of 30 entries were received for the 31th Healthcare Architecture Award of 2022.
- Those eligible for entry were buildings completed during the period from April 1, 2017 to March 31, 2021.
- The committee selected an integrated child support center, a hospital and a welfare facility. A supplementary prize was awarded to a hospital and a nursery school.



□ はじめに

1991年に創設された本賞は今年度31回目を迎える。応募対象は過去3年間に竣工した施設であるが、コロナ禍により2020年度の募集を中止した影響で、今回は2017～2020年度の4年を対象とした。応募作品の総数は31作品（うち病院20作品、診療所3作品、保健・福祉施設等8作品）であり、2020年度のコロナ禍の最中に竣工したものも含みながら、例年と応募傾向は変わらなかった。

□ 選考経過

第1回選考委員会（2022年9月29日）では選定基準と照合し、竣工対象期間から外れていた1施設を除く30作品について受理を決定した。第2回選考委員会（2022年10月27日）では、全作品について意見を交換した上で、現地視察対象を選ぶために作品数を制限せずに記名投票を行った。その結果、満票（1作品）、6票（0作品）、5票（3作品）、4票（10作品）、3票（2作品）、2票（1作品）、1票（8作品）、0票（5作品）となった。この結果をもとに討論を行い、まず過半数の4票以上を獲得した14作品を現地視察対象とした。続いて残りの作品について再度意見交換した上で、1作品を追加した計15作品とした。

現地視察は2022年11月21日から2023年1月24日の間に実施し、1作品について2名の委員で視察を行った。コロナ第8波の対応で現地視察を辞退した施設が1つあったため、実際の視察は計14作品となった。

第3回選考委員会（2023年1月25日）では、視察委員が作成した視察報告メモと現地で撮影した写真を資料に加え、各委員から作品の印象や運営状況などについて順次報告を求め、質疑および討論を行った。賞の選考方法については投票ではなく、話し合いにより全員一致で選定することを確認した上で議論を重ね、最終的に以下に示す5作品について建築賞の授与を決定し、うち2作品を準賞とした。

□ 講評（都道府県コード順）

○ 山梨県子どものこころサポートプラザ



所在地 山梨県甲府市住吉2-1-17
 延床面積 6,811㎡
 竣工年月 2020年3月
 開設者 山梨県
 管理者 山梨県子ども福祉課
 設計者 久米・竜巳設計JV
 施工者 1工区:日経工業・井口工業・依田工務店JV
 2工区:長田組土木・興龍社・昭和建設JV

児童福祉法に基づく児童相談所のほか、児童精神学の専門医らが診断治療にあたるこころの発達総合支援センター、通所・入所による治療センター、教育委員会の管轄である特別支援学校が、同じ敷地内に整備され、様々な分野の専門家が発達障害を持つ子どもを多角的に支援している。ともすれば行政の管轄も異なり連携がとりにくい施設を、このように集約整備できた意義は大きい。

施設群は、周囲の戸建て住宅街に馴染むように2階以下の低層建物で構成され、中庭を囲むように並んでいる。その中庭にはコテージのような小さな建物が5つ配され、外部空間をヒューマンスケールに分割するとともに、視線が通らないように配置や開口部が工夫されている。子どもの行動特性や治療上の配慮（トラウマを引き起こさない刺激の少ない穏やかな空間）が実現できたのは、設計者が既存施設で数日間過ごして、「ここを利用する子どもたちはどのような環境を必要としているのか」を観察し、熟考した上で計画したからであろう。多くの自治体で手つかずの状態となっている子どものこころの問題を、このような建築を通して実現できたことを高く評価する。

○ デイサービスセンター 下石の通い所



所在地 岐阜県土岐市下石町910-1
 延床面積 500㎡
 竣工年月 2020年2月
 開設者 ㈱YUKAIGO
 管理者 ㈱YUKAIGO
 設計者 ㈱ほとり建築事務所+ Uo.A
 施工者 澤崎建設㈱

写真撮影 鈴木研一

空間的な連続性を確保しつつ、小規模な居場所をつくり出す好事例であり、特に中央配置の厨房が、曖昧な領域を生み出し、デザイン・運営面ともに完成度の高い内容である。法人代表は大規模病院のERやICUで勤務経験がある看護師で、大病院では在宅の姿が見えにくいと介護事業を始めたとのことである。建築上の特徴は、①ガラス張りの外観、②複雑な構造体により構成された内観、③多様な居場所をつくる空間構成の3点である。ガラス張りは、開かれた施設を目指すという法人代表の思いから実現した。外から中が見えることにより認知度が高まることで利用者の募集にも貢献し、計画時は収益が出るまで1年を見込んでいたが、半年で達成している。内観のデザインについては、開放的でありながらも広すぎない適度な広がりを持つ。職員の家族は「美容室のよう」と評しており、職員のモチ

1. フィールドワーク

- 1) 後藤裕介. 山梨県立特別支援学校うぐいすの杜学園内科校医
- 2) 後藤裕介. 山梨県立特別支援学校うぐいすの杜学園学校評議員会
- 3) 後藤裕介. インクルーシブ教育推進事業に係る山梨県病弱専門部特別支援連携協議会
- 4) 後藤裕介. 甲府市教育委員会甲府市教育支援委員会
- 5) 後藤裕介. 山梨県予防のための子どもの死亡検証体制整備事業 CDR 多機関検証委員会(オブザーバー)
- 6) 後藤裕介. 山梨県精神保健協会理事会
- 7) 後藤裕介. 山梨英和大学非常勤講師 系統講義
- 8) 後藤裕介. 甲府市母子保健推進会議(オブザーバー)

2. 講演活動

- 1) 後藤裕介. 「傷ついた子どもの言動から見えること」山梨県特別支援教育研究連盟研究会講演
- 2) 後藤裕介. 「医療的な立場から見た不登校児童生徒について」峡南小中学校生徒指導研究協議会講演
- 3) 後藤裕介. 「小児科診療から見た教育との連携」山梨県総合教育センター教育相談研修会

3. 論文

- 1) 後藤裕介. 「すべての子どもが安心して生まれ育つためにー福祉・医療の立場からの支援ー」日本育療学会誌. 2023;72:32-34.

1. フィールドワーク

- 1) 金重紅美子. 山梨県災害時心のケア対応力向上検討会議 委員
- 2) 金重紅美子. 山梨県立学校いじめ問題対策委員会 委員
- 3) 金重紅美子. インクルーシブ教育推進事業に係る病弱専門部特別支援連携協議会 助言者
- 4) 金重紅美子. インクルーシブ教育推進事業 相談支援チーム専門家チーム会議委員
- 5) 金重紅美子. 山梨県立特別支援学校うぐいすの杜学園 精神科学学校医
- 6) 金重紅美子. 甲府市特別支援教育専門家チーム 専門委員

2. 講演活動

- 1) 金重紅美子. 「精神科的な問題を抱えた子どもの発達支援」山梨県立富士見支援学校病理研修会
- 2) 金重紅美子. 「発達障害の基礎」山梨県精神障がい者地域生活支援ネットワーク研修会
- 3) 金重紅美子. 「精神科的な問題を抱えた子どもの支援」インクルーシブ教育推進事業に係る病弱専門部特別支援連携会議 心身症部会

1. フィールドワーク

- 1) 小宮山さとみ. 山梨県スクールソーシャルワーカー活用事業運営会議 委員
- 2) 小宮山さとみ. 地域連携子どもと親と教職員のための教育相談事業連絡会議 委員

2. 講演活動

- 1) 小宮山さとみ・西村友里「途切れのない支援を目指して」峡南保健福祉事務所
- 2) 小宮山さとみ・西村友里「ここセンの概要相談内容、傾向 圏域の相談件数」富士・東部保健福祉事務所
- 3) 宮澤直・古川有希「発達障害の基本的理解と対応」山梨県肢体不自由児協会
- 4) 出口恵子「発達障害の特徴と被害者支援」被害者支援センター山梨
- 5) 向山美貴子「発達障害者への理解と正しい知識」山梨県警察本部生活安全部

1. 本校の紹介

1) 伊波 美恵

～山梨県特別支援学校特別支援教育コーディネーター対象学校説明会
令和4年4月28日

2) 田住 真美

～初任者研修「特別支援教育理解」研修会
令和4年5月27日

2. 研修支援

1) 伊波 美恵

「うぐいすの杜学園の概要及びプラザ内各機関との連携について」
～富士吉田市教育協議会特別支援教育部会 令和4年7月27日

2) 伊波 美恵

「うぐいすの杜学園の概要及びプラザ内各機関との連携について」
～山梨県女性団体協議会 令和4年11月11日

3. 事例発表

1) 佐野 智子

「心に病を抱える小・中学生の『復学支援』の在り方について」
～第59回関東甲信越地区病弱連携教育研究連盟協議会並びに総会（長野大会）

⑤ 【施設見学対応】

	内 容					備 考
事業主体	中央児童相談所（窓口）					
連携先	こころの発達総合支援センター 子ども心理治療センターうぐいすの杜 特別支援学校うぐいすの杜学園					
取組内容	○子どものこころサポートプラザの施設見学 (目的) ・希望する団体等にサポートプラザの施設見学を実施する。 (実施方法) ・中央児童相談所（次長）が窓口となり、サポートプラザ内4施設と連絡調整を行い、希望する団体等に対し、事業概要の説明、施設の見学を行う。					
令和4年度 実績	日時	団体	見学者	人数	見学施設	
	6月1日	北病院	新任医師	10	全施設	
	7月12日	御殿場市議会	福祉文教委員会議員	9	全施設	
	8月22日	甲府家庭裁判所	第75期司法修習生	3	児相	
	9月29日	韮崎市	民生委員	16	全施設	
	10月14日	峡北地区 教育支援推進委員会	市教育長 教育委員 市職員 小学校特別支援コーディネーター	16	全施設	
	11月11日	甲斐市	民生委員	9	全施設	
	12月27日	人事委員会	仕事紹介セミナー参加者 (社会福祉Ⅱ・心理)	10	児相 ここセン うぐいすの杜	
	1月20日	医療福祉建築賞に係る 現地審査	審査委員	2	全施設	
その他						